

四 半 期 報 告 書

(第201期第2四半期)

ダイトウボウ株式会社

四 半 期 報 告 書

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された四半期レビュー報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

目 次

	頁
【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	2
第2 【事業の状況】	3
1 【事業等のリスク】	3
2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	3
3 【経営上の重要な契約等】	7
第3 【提出会社の状況】	8
1 【株式等の状況】	8
2 【役員の状況】	11
第4 【経理の状況】	12
1 【四半期連結財務諸表】	13
2 【その他】	22
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	23

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2020年11月6日

【四半期会計期間】 第201期第2四半期(自 2020年7月1日 至 2020年9月30日)

【会社名】 ダイトウボウ株式会社

【英訳名】 Daitobo Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 取締役社長 山内 一裕

【本店の所在の場所】 東京都中央区日本橋本町1丁目6番1号

【電話番号】 (03)6262-6557

【事務連絡者氏名】 経営管理本部経営企画部長 薩川 直樹

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区日本橋本町1丁目6番1号

【電話番号】 (03)6262-6557

【事務連絡者氏名】 経営管理本部経営企画部長 薩川 直樹

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社名古屋証券取引所
(名古屋市中区栄3丁目8番20号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第200期 第2四半期 連結累計期間	第201期 第2四半期 連結累計期間	第200期
会計期間	自 2019年4月1日 至 2019年9月30日	自 2020年4月1日 至 2020年9月30日	自 2019年4月1日 至 2020年3月31日
売上高 (千円)	2,385,782	2,072,543	4,819,101
経常利益又は経常損失(△) (千円)	152,141	△48,739	228,267
親会社株主に帰属する四半期(当期)純利益又は親会社株主に帰属する四半期純損失(△) (千円)	148,630	△53,930	75,806
四半期包括利益又は包括利益 (千円)	150,046	△21,903	102,644
純資産額 (千円)	4,462,526	4,401,105	4,419,213
総資産額 (千円)	22,943,407	21,730,212	22,373,071
1株当たり四半期(当期)純利益又は1株当たり四半期純損失(△) (円)	4.97	△1.80	2.54
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	4.94	—	2.52
自己資本比率 (%)	19.4	20.1	19.7
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	171,413	202,036	283,572
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△1,596,184	△72,787	△2,076,898
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	1,705,816	△316,918	1,387,247
現金及び現金同等物の四半期末(期末)残高 (千円)	2,006,034	1,129,230	1,318,905

回次	第200期 第2四半期 連結会計期間	第201期 第2四半期 連結会計期間
会計期間	自 2019年7月1日 至 2019年9月30日	自 2020年7月1日 至 2020年9月30日
1株当たり四半期純利益 (円)	3.06	0.08

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しているため、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載していない。
2. 売上高には、消費税等(消費税及び地方消費税をいう。以下同じ。)を含んでいない。
3. 第201期第2四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期純損失であるため、記載していない。

2 【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)において営まれている事業の内容について、重要な変更はない。

また、主要な関係会社についても異動はない。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があるとして認識している主要なリスクの発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はない。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において判断したものである。

(1) 財政状態及び経営成績の状況

(経営成績の状況)

当第2四半期連結累計期間におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により4-6月期GDP年率換算マイナス28%（改定値）とリーマンショック当時を上回る落ち込みを記録し、その後の経済立て直し施策により7-9月期は前期比プラスが確実とはいえ、新型コロナウイルス感染症第2波の影響もあり4-6月期の落ち込みの半分程度の回復に留まるとみられている。今後については、欧州でこれまでを上回る第2波が到来しロックダウン等の強力な対策を取る国も始まるなど海外経済の停滞が長引くことが予想され、わが国においても、G・T・Oキャンペーンの効果による経済の持ち直し傾向が見込まれるものの本格的回復には及ばず、新型コロナウイルス感染症の第3波到来が予想されるなど、経済が回復軌道に戻るまで一定の時間を要することが見込まれる。

このような状況の中で、当社グループは、引き続き「中期経営方針 Get Ahead of the Future ~新しい時代の先へ~」の諸施策の実現に注力するとともに、テレワーク体制の構築などの業務運営面を整えつつ、一時休業を余儀なくされた静岡県有数の大型商業施設「サントムーン柿田川」の営業再開を通じて地域住民の生活に貢献すべく施設の安定的な運営に全力を注ぐとともに、ヘルスケア事業においてはマスクや抗菌素材などの新型コロナウイルス感染症対策となる商品の拡販に努めた。しかし、衣料部門や一般寝装品部門では、第1四半期の新型コロナウイルス感染症の拡大による店頭販売減少の影響が長引き苦戦した。

以上の結果、当期の業績は、第2四半期連結会計期間は最終黒字化したものの、第1四半期連結会計期間における新型コロナウイルス感染症拡大の影響が大きく、当第2四半期連結累計期間の業績は次のとおりとなった。売上高においては、第1四半期会計期間にマスク販売での前年同期比増収、第2四半期会計期間には商業施設事業において前年並み水準を上回る増収があったものの、新型コロナウイルス感染症の影響による市況悪化が長引いており衣料部門と一般寝装品部門においては減収幅が拡大傾向にあることに加え、商業施設事業における緊急事態宣言下の休業に伴う賃料減免や歩合賃料の減収が響き、売上高は20億72百万円（前年同期比13.1%減）になった。これに、2020年3月にオープンした新館「サントムーン オアシス」の減価償却費負担が前年同期比86百万円増となったこともあり営業利益は55百万円（前年同期比77.8%減）になった。営業外損益では、新館「サントムーン オアシス」建設資金借入に伴う支払利息の増加があり、経常損失48百万円（前年同期は経常利益1億52百万円）となった。これに、法人税等の負担を考慮した結果、親会社株主に帰属する四半期純損失は53百万円（前年同期は親会社株主に帰属する四半期純利益1億48百万円）となった。

セグメントごとの経営成績は次のとおりである。

(商業施設事業)

商業施設事業においては、静岡県下有数の商業施設である「サントムーン柿田川」において、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により一時休業したことや休業補償対応が響き、売上高は前年同期を下回った。損益面では、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による売上高減少に加え、新館「サントムーン オアシス」開業に伴う減価償却費の増加もあり前年同期を下回った。

この結果、商業施設事業の売上高は11億68百万円（前年同期比2.2%減）、営業利益は3億65百万円（前年同期比26.3%減）となった。

(ヘルスケア事業)

ヘルスケア事業においては、健康ビジネス部門については、新型コロナウイルス感染症対策としてのマスク販売や抗菌素材などの医療関連商品の営業に注力したものの、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により対面営業が低調となり、売上高は前年同期を下回った。一般寝装品部門については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により営業自粛した取引先からの受注減が響き、売上高は前年同期を下回った。損益面では、売上高の減収と採算性の悪化が響き、前年同期を下回った。

この結果、ヘルスケア事業の売上高は5億33百万円(前年同期比18.1%減)、営業損失は33百万円(前年同期は営業利益1百万円)となった。

(繊維・アパレル事業)

繊維・アパレル事業においては、衣料部門については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で百貨店・専門店などの休業による春夏物市況の悪化により、売上高は前年同期を下回った。ユニフォーム部門については、官需ユニフォーム分野で前期から持ち越した案件の売上や新型コロナウイルス感染症対策としてのマスク販売があったものの、第3四半期以降にずれ込んだ案件があったため、売上高は前年同期を下回った。損益面では、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による採算性の悪化もあり、前年同期を下回った。

この結果、繊維・アパレル事業の売上高は3億71百万円(前年同期比31.3%減)、営業損失20百万円(前年同期は営業損失1百万円)となった。

(財政状態の状況)

当第2四半期連結会計期間末における総資産の残高は217億30百万円(前期末は223億73百万円)となり、前期末に比べ6億42百万円減少(前期末比2.9%減)した。主な要因は、前期に計上した預り金の返還などによる現金及び預金の減少1億89百万円、売掛債権の回収などによる受取手形及び売掛金の減少2億12百万円、減価償却などによる有形固定資産の減少2億65百万円である。

負債の残高は173億29百万円(前期末は179億53百万円)となり、前期末に比べ6億24百万円減少(前期末比3.5%減)した。主な要因は、買掛債務の支払などによる支払手形及び買掛金の減少69百万円、約弁返済による短期借入金の減少1億69百万円ならびに長期借入金の減少1億34百万円である。

純資産の残高は44億1百万円(前期末は44億19百万円)となり、前期末に比べ18百万円減少(前期末比0.4%減)した。主な要因は、親会社株主に帰属する四半期純損失による利益剰余金の減少53百万円、保有株式の時価上昇によるその他有価証券評価差額金の増加13百万円、金利スワップの時価評価差額増加による繰延ヘッジ損益の増加19百万円である。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結累計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりである。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは、2億2百万円のプラス(前年同期比17.9%増)となった。これは主に、税金等調整前四半期純損失48百万円、減価償却費2億95百万円、売上債権の減少2億6百万円、たな卸資産の増加53百万円、仕入債務の減少67百万円、利息の支払額1億6百万円によるものである。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは、72百万円のマイナス(前年同期は15億96百万円のマイナス)となった。これは、有形及び無形固定資産の取得による支出72百万円によるものである。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは、3億16百万円のマイナス(前年同期は17億5百万円のプラス)となった。これは主に、長期借入金の返済による支出3億4百万円、リース債務の返済による支出10百万円によるものである。

これらの各活動の結果、当第2四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物の残高は11億29百万円(前年同期比43.7%減)となり、前期末に比べ1億89百万円減少した。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結累計期間において、新たに発生した事業上及び財務上の対処すべき課題はない。

(4) 研究開発活動

該当事項なし。

3 【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はない。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	96,000,000
計	96,000,000

② 【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末 現在発行数(株) (2020年9月30日)	提出日現在発行数(株) (2020年11月6日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	30,000,000	30,000,000	東京証券取引所 名古屋証券取引所 各市場第一部	単元株式数 100株
計	30,000,000	30,000,000	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

当第2四半期会計期間において発行した新株予約権は、次のとおりである。

決議年月日	2020年7月22日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く) 3 当社執行役員 3
新株予約権の数(個) ※	44 (注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※	普通株式 44,000 (注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円) ※	株式1株につき1円
新株予約権の行使期間 ※	2023年8月20日～2028年8月19日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 112円 資本組入額 (注)2
新株予約権の行使の条件 ※	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注)4

※ 新株予約権の発行時(2020年8月20日)における内容を記載している。

(注) 1. 新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という)は1,000株とする。ただし、当社取締役会において新株予約権の募集を決議する日(以下、「決議日」という)以降、当社が当社普通株式の株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ)又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割又は株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日(基準日を定めないときはその効力発生日)以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、決議日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

2. 資本組入額

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項

に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

3. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合、当該新株予約権を行使することができない。
(2) その他の条件は、当社取締役会決議に基づき当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

4. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る)又は株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という)をする場合には、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生じる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生じる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生じる日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(注)1. に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定められる再編後行使価額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権の行使期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記(注)2. に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。
- (8) 新株予約権の取得条項
以下の①、②、③、④又は⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議又は取締役会の委任を受けた業務執行取締役の決定がなされた場合)は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
① 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
② 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
③ 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
④ 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
⑤ 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (9) その他の新株予約権の行使の条件
上記(注)3. に準じて決定する。

② 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項なし。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項なし。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2020年9月30日	—	30,000,000	—	100,000	—	—

(5) 【大株主の状況】

2020年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 (自己株式を 除く。)の 総数に対する 所有株式数の 割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行 ㈱(信託口)	東京都港区浜松町2-11-3	1,021	3.41
ファーストブラザーズ㈱	東京都千代田区丸の内2-4-1	682	2.27
㈱日本カストディ銀行(信託口 5)	東京都中央区晴海1-8-12	645	2.15
㈱シード	静岡県三島市文教町1-7-25	501	1.67
㈱デベロツパー三信	東京都千代田区神田錦町3-11	500	1.67
ビーエヌワイエム エスエーエ ヌブイ ビーエヌワイエム ジ ーシーエム クライアント ア カウント イー ビーエスエム ピージェイ (常任代理人 ㈱三菱UFJ銀行)	125 LONDON WALL LONDON BC2Y5AJ UNITED KINGDOM (東京都千代田区丸の内2-7-1)	390	1.30
日本証券金融㈱	東京都中央区日本橋茅場町1-2-10	374	1.24
㈱日本カストディ銀行(信託口 6)	東京都中央区晴海1-8-12	347	1.16
大和証券㈱	東京都千代田区丸の内1-9-1	314	1.05
新陽㈱	東京都中央区日本橋室町4-3-5	280	0.93
計	—	5,056	16.89

(注) 上記の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は、次のとおりである。

日本マスタートラスト信託銀行㈱(信託口) 710千株

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2020年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 68,700	—	—
	(相互保有株式) 普通株式 93,000	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 29,819,700	298,197	—
単元未満株式	普通株式 18,600	—	—
発行済株式総数	30,000,000	—	—
総株主の議決権	—	298,197	—

(注) 「完全議決権株式(その他)」の欄には、㈱証券保管振替機構名義の株式が7,000株含まれている。また、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数70個が含まれている。

② 【自己株式等】

2020年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) ダイトウボウ㈱	東京都中央区日本橋本町 1-6-1	68,700	—	68,700	0.22
(相互保有株式) 宝繊維工業㈱	静岡県浜松市北区初生町 1255-2	93,000	—	93,000	0.31
計	—	161,700	—	161,700	0.53

2 【役員の場合】

該当事項なし。

第4 【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（2007年内閣府令第64号）に基づいて作成している。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期連結会計期間(2020年7月1日から2020年9月30日まで)及び第2四半期連結累計期間(2020年4月1日から2020年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、東陽監査法人による四半期レビューを受けている。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (2020年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,329,089	1,139,414
受取手形及び売掛金	700,027	487,567
たな卸資産	※1 676,797	※1 730,242
その他	313,104	280,509
貸倒引当金	△1,940	△1,450
流動資産合計	3,017,079	2,636,283
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	9,247,437	9,010,364
土地	9,268,089	9,268,089
その他（純額）	236,866	208,054
有形固定資産合計	18,752,392	18,486,508
無形固定資産		
のれん	185,706	178,502
その他	29,087	26,511
無形固定資産合計	214,793	205,013
投資その他の資産		
投資有価証券	301,329	316,054
破産更生債権等	83,256	83,256
繰延税金資産	13,261	16,239
その他	70,986	66,885
貸倒引当金	△80,028	△80,028
投資その他の資産合計	388,805	402,407
固定資産合計	19,355,991	19,093,929
資産合計	22,373,071	21,730,212

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (2020年9月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	402,491	332,725
短期借入金	※2 8,400,992	※2 8,231,792
未払法人税等	657	8,111
賞与引当金	38,034	39,444
株主優待引当金	19,000	—
環境対策引当金	—	33,895
その他	740,667	551,115
流動負債合計	9,601,843	9,197,084
固定負債		
長期借入金	※2 3,700,014	※2 3,565,018
長期預り保証金	1,624,773	1,590,026
再評価に係る繰延税金負債	2,476,495	2,476,495
環境対策引当金	36,215	—
退職給付に係る負債	306,565	302,426
資産除去債務	54,154	54,375
その他	153,795	143,680
固定負債合計	8,352,014	8,132,022
負債合計	17,953,857	17,329,107
純資産の部		
株主資本		
資本金	100,000	100,000
利益剰余金	△194,441	△248,372
自己株式	△9,781	△9,781
株主資本合計	△104,223	△158,154
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	△50,052	△36,132
繰延ヘッジ損益	△112,921	△93,461
土地再評価差額金	4,664,864	4,664,864
為替換算調整勘定	2,511	1,159
その他の包括利益累計額合計	4,504,402	4,536,429
新株予約権	19,034	22,829
純資産合計	4,419,213	4,401,105
負債純資産合計	22,373,071	21,730,212

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第2四半期連結累計期間 (自2019年4月1日 至2019年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自2020年4月1日 至2020年9月30日)
売上高	2,385,782	2,072,543
売上原価	1,685,039	1,556,741
売上総利益	700,742	515,801
販売費及び一般管理費	※ 451,577	※ 460,542
営業利益	249,165	55,258
営業外収益		
受取利息	28	29
受取配当金	3,367	3,433
持分法による投資利益	428	805
その他	795	559
営業外収益合計	4,621	4,829
営業外費用		
支払利息	95,634	106,147
その他	6,009	2,679
営業外費用合計	101,644	108,827
経常利益又は経常損失(△)	152,141	△48,739
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失(△)	152,141	△48,739
法人税、住民税及び事業税	4,709	8,169
法人税等調整額	△1,198	△2,977
法人税等合計	3,511	5,191
四半期純利益又は四半期純損失(△)	148,630	△53,930
親会社株主に帰属する四半期純利益又は親会社株主に帰属する四半期純損失(△)	148,630	△53,930

【四半期連結包括利益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
四半期純利益又は四半期純損失(△)	148,630	△53,930
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△5,059	13,919
繰延ヘッジ損益	7,871	19,459
為替換算調整勘定	△1,396	△1,351
その他の包括利益合計	1,416	32,027
四半期包括利益	150,046	△21,903
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	150,046	△21,903
非支配株主に係る四半期包括利益	—	—

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失(△)	152,141	△48,739
減価償却費	204,222	295,477
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△3,654	△490
賞与引当金の増減額 (△は減少)	4,748	1,409
株主優待引当金の増減額 (△は減少)	△28,000	△19,000
環境対策引当金の増減額 (△は減少)	—	△2,319
退職給付に係る負債の増減額 (△は減少)	13,651	△4,138
受取利息及び受取配当金	△3,396	△3,463
支払利息	95,634	106,147
持分法による投資損益 (△は益)	△428	△805
売上債権の増減額 (△は増加)	△14,011	206,707
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△60,499	△53,939
破産更生債権等の増減額 (△は増加)	4,551	—
仕入債務の増減額 (△は減少)	△113,025	△67,933
預り保証金の増減額 (△は減少)	△1,923	△34,747
その他	17,991	△68,324
小計	268,002	305,839
利息及び配当金の受取額	3,396	3,463
利息の支払額	△96,256	△106,185
法人税等の支払額	△3,729	△1,080
営業活動によるキャッシュ・フロー	171,413	202,036
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形及び無形固定資産の取得による支出	△1,596,181	△72,787
その他	△2	—
投資活動によるキャッシュ・フロー	△1,596,184	△72,787
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入れによる収入	5,724,000	—
長期借入金の返済による支出	△4,004,198	△304,196
リース債務の返済による支出	△10,922	△10,922
その他	△3,062	△1,800
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,705,816	△316,918
現金及び現金同等物に係る換算差額	△293	△2,005
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	280,751	△189,675
現金及び現金同等物の期首残高	1,725,283	1,318,905
現金及び現金同等物の四半期末残高	※ 2,006,034	※ 1,129,230

【注記事項】

(追加情報)

前連結会計年度の有価証券報告書の(追加情報)に記載した新型コロナウイルス感染症の今後の広がり方や収束時期等を含む仮定について重要な変更はない。

(四半期連結貸借対照表関係)

※1 たな卸資産の内訳

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (2020年9月30日)
商品及び製品	671,860千円	725,338千円
仕掛品	1,561千円	1,561千円
原材料及び貯蔵品	3,375千円	3,341千円
計	676,797千円	730,242千円

※2 財務制限条項

(1) 借入金(2016年3月31日及び2016年6月8日締結のシンジケートローン契約)については、以下の財務制限条項が付されている。

- ① 2016年3月期決算以降、各年度の決算期の末日における連結の貸借対照表上の純資産の部の金額を2015年3月決算期末日における連結の貸借対照表上の純資産の部の金額の75%以上に維持すること。
- ② 2016年3月期決算以降の決算期を初回の決算期とする連続する2期について、各年度の決算期における連結の損益計算書に示される経常損益が2期連続して損失とならないようにすること。なお、本号の遵守に関する最初の判定は、2017年3月決算期およびその直前の期の決算を対象として行われる。

(2) 借入金(2018年8月29日締結のシンジケートローン契約)については、以下の財務制限条項が付されている。

- ① 2019年3月期決算以降、各年度の決算期の末日における連結の貸借対照表上の純資産の部の金額を2018年3月決算期末日における連結の貸借対照表上の純資産の部の金額の75%以上に維持すること。
- ② 2019年3月期決算以降の決算期を初回の決算期とする連続する2期について、各年度の決算期における連結の損益計算書に示される経常損益が2期連続して損失とならないようにすること。なお、本号の遵守に関する最初の判定は、2020年3月決算期およびその直前の期の決算を対象として行われる。

(四半期連結損益計算書関係)

※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりである。

	前第2四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
給料	137,874千円	149,175千円
賞与引当金繰入額	31,010千円	31,170千円
退職給付費用	12,794千円	16,449千円
貸倒引当金繰入額	560千円	△490千円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりである。

	前第2四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
現金及び預金	2,016,218千円	1,139,414千円
預入期間が3か月を超える定期預金	△10,183千円	△10,184千円
現金及び現金同等物	2,006,034千円	1,129,230千円

(株主資本等関係)

前第2四半期連結累計期間(自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)

1. 配当金支払額

該当事項なし。

2. 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項なし。

3. 株主資本の金額の著しい変動

該当事項なし。

当第2四半期連結累計期間(自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)

1. 配当金支払額

該当事項なし。

2. 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項なし。

3. 株主資本の金額の著しい変動

該当事項なし。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

I 前第2四半期連結累計期間(自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント				調整額 (注) 1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注) 2
	商業施設事業	ヘルスケア 事業	繊維・ アパレル事業	合計		
売上高						
外部顧客への売上高	1,193,951	651,604	540,227	2,385,782	—	2,385,782
セグメント間の内部売上高 又は振替高	228	—	438	666	△666	—
計	1,194,179	651,604	540,665	2,386,449	△666	2,385,782
セグメント利益又は損失(△)	495,815	1,130	△1,539	495,406	△246,241	249,165

(注) 1. セグメント利益又は損失(△)の調整額△246,241千円は各報告セグメントに配分していない全社費用である。全社費用は、報告セグメントに帰属しない一般管理費である。

2. セグメント利益又は損失(△)は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っている。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項なし。

II 当第2四半期連結累計期間(自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント				調整額 (注) 1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注) 2
	商業施設事業	ヘルスケア 事業	繊維・ アパレル事業	合計		
売上高						
外部顧客への売上高	1,168,023	533,519	371,000	2,072,543	—	2,072,543
セグメント間の内部売上高 又は振替高	228	—	90	318	△318	—
計	1,168,251	533,519	371,091	2,072,861	△318	2,072,543
セグメント利益又は損失(△)	365,528	△33,590	△20,305	311,632	△256,373	55,258

(注) 1. セグメント利益又は損失(△)の調整額△256,373千円は各報告セグメントに配分していない全社費用である。全社費用は、報告セグメントに帰属しない一般管理費である。

2. セグメント利益又は損失(△)は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っている。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項なし。

(金融商品関係)

短期借入金及び長期借入金は、企業集団の事業の運営において重要なものとなっているが、当第2四半期連結貸借対照表計上額と時価との差額及び前連結会計年度に係る連結貸借対照表計上額と時価との差額に重要性が乏しいため、記載を省略している。

(有価証券関係)

前連結会計年度の末日に比べて著しい変動が認められないため記載していない。

(デリバティブ取引関係)

デリバティブ取引を利用しているが、すべてヘッジ会計が適用されているため、該当事項なし。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益又は1株当たり四半期純損失及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりである。

項目	前第2四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
(1) 1株当たり四半期純利益又は 1株当たり四半期純損失(△)	4円97銭	△1円80銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益又は親会社株主に 帰属する四半期純損失(△)(千円)	148,630	△53,930
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期純利益又 は普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期純損失 (△)(千円)	148,630	△53,930
普通株式の期中平均株式数(株)	29,894,438	29,894,438
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	4円94銭	—
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益調整額(千円)	—	—
普通株式増加数(株)	173,722	—
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり 四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連結 会計年度末から重要な変動があったものの概要	—	—

(注) 当第2四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期純損失であるため、記載していない。

(重要な後発事象)

該当事項なし。

2 【その他】

該当事項なし。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項なし。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2020年11月6日

ダイトウボウ株式会社
取締役会 御中

東陽監査法人

東京事務所

指定社員
業務執行社員 公認会計士 安 達 則 嗣 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 田 部 秀 穂 印

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているダイトウボウ株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間(2020年7月1日から2020年9月30日まで)及び第2四半期連結累計期間(2020年4月1日から2020年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、ダイトウボウ株式会社及び連結子会社の2020年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 四半期連結財務諸表に対する結論を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、四半期連結財務諸表の四半期レビューに関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。